

住所 魏俊彪 平成元年11月13日生	住所 兵庫県芦屋市清水町1番13-504号
住所 兵庫県尼崎市富松町3丁目19番31号	生 木ドリゴ・ロボ・カマルゴ 昭和58年3月16日
李美千代 昭和45年1月9日生	朴智明 昭和55年3月27日生
住所 湊利 昭和48年10月1日生	朴悠信 平成26年9月8日生
住所 東京都葛飾区東水元3丁目12番4号	朴晋 平成30年7月27日生
アーヤ・ハリール 平成4年5月9日生	住 所 北九州市八幡西区楠北2丁目3番12号
住所 福岡市東区土井1丁目23番13-102号	許至潤 平成6年6月23日生
デミ・ラル・ボカラレル 平成8年6月20日生	住 所 兵庫県川西市鼓が滝3丁目11番11号
住所 大阪府岸和田市野田町1丁目7番21-503号	住 所 金真里恵 平成5年5月10日生
王凌燕 昭和61年1月18日生	住 所 兵庫県明石市朝雲町3丁目8番12号
住所 東京都板橋区赤塚4丁目7番8-303号	住 所 李慶德 昭和55年10月7日生
王紅 平成5年8月14日生	住 所 兵庫県姫路市飾東町佐良和367番地1
住所 群馬県邑楽郡大泉町城之内1丁目12番12号	住 所 デゲン・ティ・キム・オアン 平成8年9月23日生
テメシュ・パンディ 昭和62年10月3日生	住 所 名古屋市南区松下町1丁目5番地
リッキー・パンディ 平成30年8月10日生	アレマニア・アビデール・デラ・バズ 平成4年4月25日生
ロザル・パンディ 令和3年3月4日生	アレマニア・サヴィナハナ・デラ・バズ 平成26年1月6日生
住所 福岡県糸島上郡糸島大字糸島1222番地6	アレマニア・ザイオンエース・デラ・バズ 平成28年5月6日生
金未希 昭和61年6月1日生	アレマニア・ザックユウジ・デラ・バズ 令和2年4月16日生
住所 横浜市西区鶴町5番地3	アレマニア・サマンタシア・デラ・バズ 令和4年1月2日生
朴将龍 昭和61年2月8日生	アリサ・ゴンドウ 平成29年4月6日生
住所 東京都中野区上高田4丁目19番1-307号	タケル・ゴンドウ 令和3年4月24日生
ハリ・シン・ブダ 平成6年12月1日生	住 所 愛知県豊橋市岩崎町字前田9番地1
住所 愛知県西尾市寺津町新小家35番地1	住 所 フラヴィア・アイコ・ゴンドウ 平成4年4月10日生
カミラ・ダ・シリバ・ツボタ 昭和59年7月2日生	アリ・ゴンドウ 平成30年11月24日生
日生 カワノ・ユウゴ・ツボタ・ザニ 平成16年3月17日生	タケル・ゴンドウ 令和3年4月24日生
住 所 東京都中央区勝どき4丁目6番1-4927号	住 所 金秀明 昭和38年3月27日生
朴達也 平成4年4月10日生	住 所 東京都新宿区早稲田鶴巻町523番地17
朴洋子 昭和44年3月28日生	住 所 宋超 昭和61年10月21日生
住所 千葉県成田市糸魚ヶ田867番地	住 所 東京都世田谷区経堂5丁目18番9号
朴遼太 平成8年12月3日生	住 所 三重県鈴鹿市郡山町2013番地15
住所 東京都江戸川区篠崎町6丁目6番2号	住 所 趙明秀 昭和63年1月11日生
吳磊 昭和56年11月20日生	住 所 東京都北区豊島5丁目6番11-524号
吳沫萱 平成21年12月15日生	住 所 党啓慧 平成7年2月1日生
住所 千葉県八千代市大和田新田660番地52	住 所 神戸市中央区港島中町3丁目2番地1
マリア・ファラ・トロフェオ・イシザワ 昭和38年4月3日生	アリン・リック・デル・ロサリオ・デ・カス
住所 北九州市八幡西区光貢台1丁目8番6-409号	トロ 平成13年4月1日生
謝國艷 昭和62年12月19日生	住 所 張浩聰 平成16年5月10日生
謝曜吉 令和4年1月18日生	住 所 大阪府阪南市箱の浦2604番地235
王雅辛 平成15年12月8日生	住 所 朴一成 昭和42年4月10日生
馬莉 昭和54年3月23日生	住 所 名古屋市緑区鳴海町字乙子山85番地9
王雅辛 平成15年12月8日生	住 所 李永花 昭和60年11月18日生
409号	住 所 東京都江東区北砂5丁目19番31-603号

認証紛争解決事業者の名称及び住所
香川県行政書士会
香川県高松市林町11-11-17番地十五

変更の内容
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律
第六条第七号に係る変更
変更の認証年月日
令和六年五月十四日

○財務省告示第百四十四号

所得税法(昭和四十年法律第三百三十九号)第七十

八条第二項第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三百四十一号)第三百七十三条第三項第二号の規定に基づく、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を次のように指定し、令和六年五月二十七日以後に支出された寄附金について適用する。なお、次に掲げる寄附金は、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件(昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号)第一号及び第一号の二に掲げる寄附金に該当しないものとする。

令和六年五月二十七日

財務大臣 鈴木 優一
法人税法別表第一に掲げる法人(港務局及び地方公共団体を除く。以下「公共法人」といふ)、同法別表第一に掲げる法人、法人税法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第百五十九号)附則第四条第二項(収益事業の範囲に関する経過措置)に規定する特例民法法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第一条第三項(定義)に規定する認定特定非営利活動法人若しくは同法第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人である法人(以下「いわいの法人」)を「公共・公益法人等」とこう。)に対して支出された寄附金(その寄附金を募集するといふ)について相当の理由があること及び募集枠組(寄附金の使途並びに募集の目標額、方法及び期間並びに募集した寄附金の管理の方法を明らかにした書面をいう。)に記載された事項についてインターネットの利用その他適切な方法により公表するいふにしきき当該公共・公益法人等が令和六年五月二十七日から令和九年十二月三十一日までの間に当該公共・公益法人等に係る主務官庁(所轄庁を含む。以下同じ。)の確認を

の規定に基づき、次の方が行つて認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一條第一項の規定に基づき、公示する。裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第五百五十一号)第十二条第一項の規定に基づき、次の方が行つて認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一條第一項の規定に基づき、公示する。

○法務省告示第百三十九号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第五百五十一号)第十二条第一項の規定に基づき、次の方が行つて認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一條第一項の規定に基づき、公示する。

令和六年五月二十七日

法務大臣 小泉 龍司

受けた場合（法令等に基づく建築行為等の制限がある場合において当該主務官庁が令和十年一月一日から令和十一年十二月三十一日までの間のいずれかの日を当該確認を受ける期限として定めるとときは、同日までに当該確認を受けた場合を含む。）におけるその確認を受けた日の翌日から同日以後三年を経過するまでの間に支出されたものに限る。）、公共・公益法人等が事業の用に供していた次に掲げる固定資産（公共・公益法人等のうち公共法人以外の法人にあっては、その法人が行う事業以外の事業の用に専ら供されていたものに限る。）の原状回復に要する費用に充てられるものの全額

一 建物（その附属設備を含む。）及び構築物並びにこれらの敷地の用に供されていた土地で、令和六年能登半島地震により滅失又は損壊をしたるもの（その利用の継続が困難であることにつき当該公共・公益法人等に係る主務官庁が認めたものに限る。次号において「被災建物等」という。）

二 被災建物等以外の固定資産で被災建物等の令和六年能登半島地震による滅失又は損壊に伴い滅失又は損壊をしたもの（その利用の継続が困難であることにつき当該公共・公益法人等に係る主務官庁が認めたものに限る。）

（法令等に基づく建築行為等の制限がある場合において当該主務官庁が令和十年一月一日から令和十一年十二月三十一日までの間のいずれかの日を当該確認を受ける期限として定めるとときは、同日までに当該確認を受けた場合を含む。）におけるその確認を受けた日の翌日から同日以後三年を経過するまでの間に支出されたものに限る。）、公共・公益法人等が事業の用に供していた次に掲げる固定資産（公共・公益法人等のうち公共法人以外の法人にあっては、その法人が行う事業以外の事業の用に専ら供されていたものに限る。）の原状回復に要する費用に充てられるものの全額

一 建物（その附属設備を含む。）及び構築物並びにこれらの敷地の用に供されていた土地で、令和六年能登半島地震により滅失又は損壊をしたもの（その利用の継続が困難であることにつき当該公共・公益法人等に係る主務官庁が認めたものに限る。）

二 被災建物等以外の固定資産で被災建物等の令和六年能登半島地震による滅失又は損壊に伴い滅失又は損壊をしたもの（その利用の継続が困難であることにつき当該公共・公益法人等に係る主務官庁が認めたものに限る。）

○農林水産省告示第千二十一号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和六年五月二十七日

農林水産大臣 坂本 哲志
一 解除に係る保安林の所在場所 長野県東筑摩郡生坂村大字東広津五六の三から五六の五まで、五七の二、五七の三、五八の一〇、五八の三八（以上二筆国有林）
二 保安林として指定された目的 水源の涵養
三 解除の理由 道路用地とするため

○農林水産省告示第千二十五号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和六年五月二十七日

農林水産大臣 坂本 哲志
一 解除に係る保安林の所在場所 徳島県美馬郡の三八（以上二筆国有林）
二 保安林として指定された目的 水源の涵養
三 解除の理由 道路用地とするため

○農林水産省告示第千二十一号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和六年五月二十七日

農林水産大臣 坂本 哲志
一 解除に係る保安林の所在場所 岐阜県中津川市蛭川字遠ヶ根一二の二二から一二の二四まで、七三の一六、七三の一七

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 道路用地とするため

○農林水産省告示第千二十九号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和六年五月二十七日

農林水産大臣 坂本 哲志
一 解除に係る保安林の所在場所 大分県佐伯市米水津大字浦田字間越一七七二の二（次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を大分県庁及

び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十六号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和六年五月二十七日

農林水産大臣 坂本 哲志
一 解除に係る保安林の所在場所 大分県由布市挾間町内成字ウソノ一二二三の一

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 道路用地とするため

○農林水産省告示第千三十号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和六年五月二十七日

農林水産大臣 坂本 哲志
一 解除に係る保安林の所在場所 群馬県利根郡片品村大字戸倉字金井沢八九一の五二

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 指定理由の消滅

○農林水産省告示第千三十一号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和六年五月二十七日

農林水産大臣 坂本 哲志
一 解除に係る保安林の所在場所 群馬県利根郡片品村大字戸倉字金井沢八九一の四六・八九一の四七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を群馬県庁及

び片品村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十八号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和六年五月二十七日

農林水産大臣 坂本 哲志
一 解除に係る保安林の所在場所 大分県日田市天瀬町出口字曾田四一六二の一四、四一六六の一〇

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 指定理由の消滅

（次の図）は、省略し、その図面を長野県庁及

び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十九号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和六年五月二十七日

農林水産大臣 坂本 哲志
一 解除に係る保安林の所在場所 徳島県美馬市の三七まで（以上三筆国有林）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 指定理由の消滅

（次の図）は、省略し、その図面を群馬県庁及

び片品村役場に備え置いて縦覧に供する。）